

平成18年4月

家電リサイクル券システム取扱優良店
各位

財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター

家電リサイクル券取扱優良店制度推奨シールのご利用について

日頃は、家電リサイクル券システムにご理解とご協力をたまわり、誠に有難うございます。さて、表題の件平成17年5月に制度のご案内を致しました際に、「優良店推奨シール」が商標登録を申請中のため、シールの複製等の使用禁止のご案内をさせて頂きました。

この度、商標登録が完了しましたので、下記事項を遵守することを条件に前記商標権について使用を許諾することいたしましたのでご案内いたします。

家電リサイクル券取扱優良店推奨シール複製版(本マーク)の使用について

- 1) 目的 添付図の家電リサイクル券取扱優良店推奨シールの複製版(本マーク)活用方法の規制
- 2) 知的財産権 本マークに関する著作権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権は財団法人家電製品協会に属する。
- 3) 使用許諾 本マークの複製は、財団法人家電製品協会が家電リサイクル券取扱優良店に対して使用を許諾するもので、その使用料は無料とする。
- 4) 基本デザイン等 本マーク複製版の作成、使用に当たっては拡大及び縮小のみ可能とし、形状、色彩等を変更してはならない。ただし単色で使用しても良い。(加工は禁止します。)
- 5) 使用対象 財団法人家電製品協会が優良店として推奨した店に限って使用することができる。
- 6) 使用期間 推奨の決定した日から有効期間中に使用できる。
- 7) 使用の終了と処置 推奨店は、推奨要件に抵触があった場合には、本マークの使用を速やかに終了するものとする。
推奨シール(現物)は、返却し、複製版は、責任を持って廃棄する。
- 8) 紛争処理 使用した推奨店に苦情等の紛争が生じた場合には、推奨店または、企業が全責任を持って対処するものとする。
- 9) その他 上記以外の使用可否等については財団法人家電製品協会が判断する。



「家電リサイクル券取扱優良店推奨シール」